



環境省

アクションプランの素案に関する検討

環境省

令和8年1月



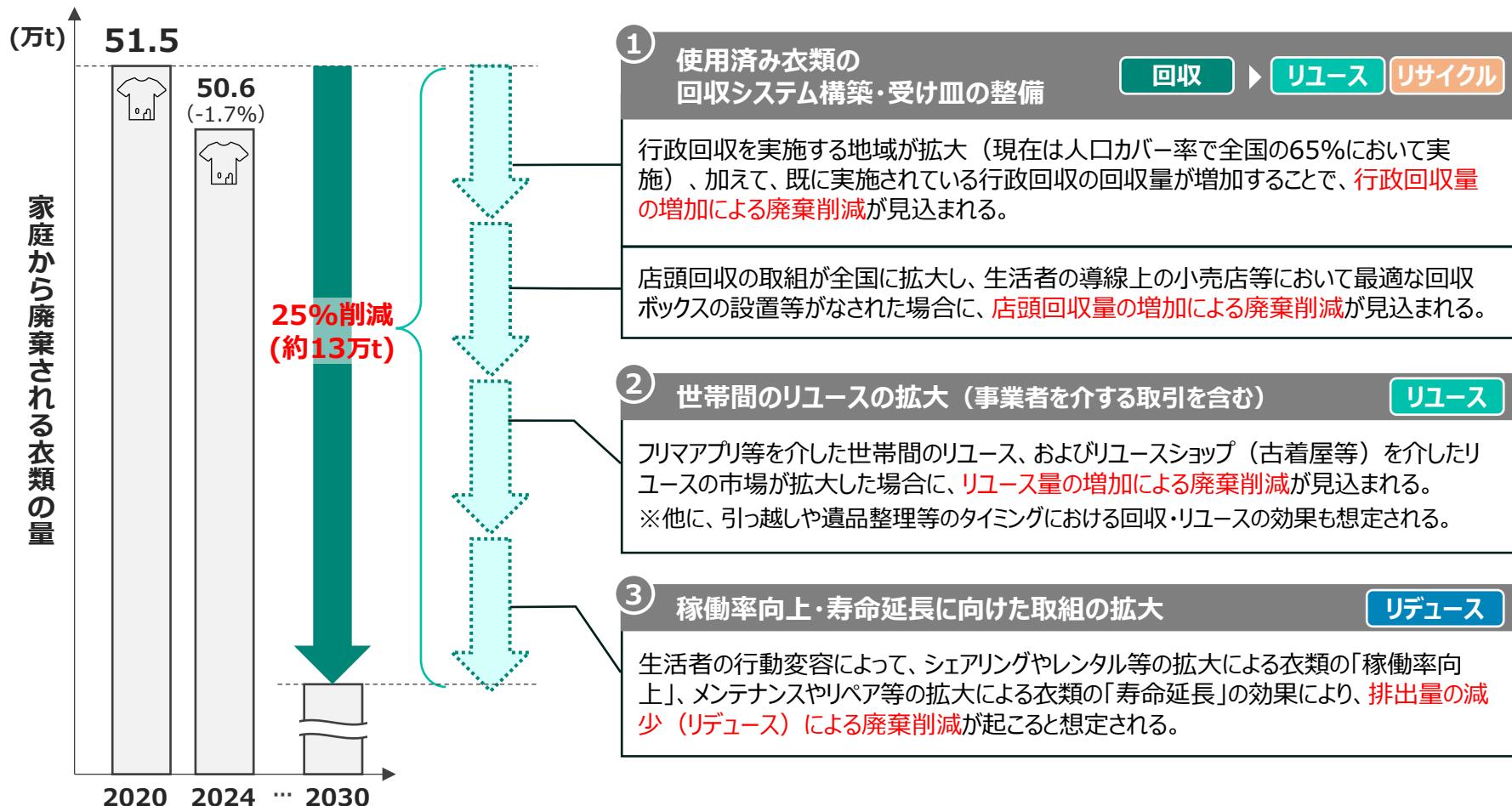
- 1. 施策推進の目安検討のための効果の推定**
- 2. アクションプランの素案について**
(参考) アクションプランの検討に向けた参考情報
(参考) 使用済み衣類回収・処理の実施状況

1. 施策推進の目安検討のための 効果の推定

3つの施策による2030年目標への寄与のイメージ

- リデュース・リユース・リサイクルに資すると考えられる「①使用済み衣類の回収システム構築・受け皿の整備」「②世帯間のリユースの拡大」「③稼働率向上・寿命延長に向けた取組の拡大」の3つの施策を通じて、25%削減目標の達成を目指す。

3つの施策による2030年目標への寄与、想定されるシナリオのイメージ



施策推進の目安検討のための効果の推定の考え方

- ①～③の施策が実施された効果は、マテリアルフロー上の値（排出量や回収量）の“変化量”として観測される。
- 一方、観測される“変化量”には、以下の計算式のとおり、「直接効果」と「間接影響」の両方が含まれる。
 - 「直接効果」とは、例えば別の方法で排出されていた衣類が行政回収に回り、回収量が増加するといった効果（排出段階における正の効果のみを捉えた量）を意図している。
 - 「間接影響」とは、例えば、リデュースの施策が進展することで、行政回収量が減少するといった影響を意図している。
- 本検討の範囲ではいずれも減少方向となることから、「効果」ではなく「影響」と表現し、減算する式とした。
- 「直接効果」は生活者の行動変容を促す施策の目安となり、「観測される変化量」は回収等の受け皿の整備を推進する施策の目安になるものと想定する。

観測される変化量、直接効果の推定方法

「変化量」の
内訳の計算式

$$\text{直接効果} - \text{間接影響} = \text{観測される変化量}$$

「生活者の行動変容
施策」の目安

「回収等の受け皿
整備の施策」の目安

「変化量」の
推定方法

- ✓ シナリオを想定し、現実的と考えられる変化量の内訳（合計13万トン）を仮定することとする。

「直接効果」の
推定方法

- ✓ 直接効果は、ある施策が他の施策に及ぼす影響の程度を把握すると得ることができるが、その程度は既知ではないため、ある特定の条件を想定して、直接効果を推定することとする。
- ✓ 具体的には、次スライドのとおり、2024年マテリアルフローにおける家庭から排出される衣類の扱いの構成割合に基づいて、直接効果を推定した。（ある施策が進展した場合に対象となった衣類は、特定の衣類フローのものではなく、量に応じて同じ確率で対象となることを想定したことを意味する。）

変化量と直接効果の推定方法

- 下図のように、行政回収の変化量（A）、店頭回収の変化量（B）、世帯間リユースの変化量（C）、リデュースの変化量（D）とそれぞれの直接効果（ $X_1 \sim X_4$ ）を設定すると、「 $A+B+C+D$ 」が可燃・不燃ごみとしての排出の削減量となり、この値で約13万トンを達成する必要がある。

変化量（A～D）と直接効果（ $X_1 \sim X_4$ ）の推定の過程

※家庭で保有する衣類と、家庭から排出される衣類（一次流通を想定）の合計が一定である場合を仮定した推計

2024年 時点	家庭で保有する衣類		家庭から排出される衣類						
	2024年マテリアルフローの排出割合 →		可燃・不燃ごみとして排出 59%	行政回収 20%	店頭回収 3%				
					世帯間リユース 18%				
施策の 実施効果 の観測年	家庭で保有する衣類		家庭から排出される衣類						
	③ リデュース (直接効果 X_4 万tを仮定。なお、リデュース は間接影響が想定されず、 $D=X_4$ となる)	$-X_4 \times 59\%$	可燃・不燃ごみとして排出	$-X_4 \times 20\%$	行政回収	$-X_4 \times 3\%$	店頭回収	$-X_4 \times 18\%$	世帯間リユース
	② 世帯間リユースの増加 (直接効果として X_3 万tを仮定)	$-X_3 \times 72\%$	可燃・不燃ごみとして排出	$-X_3 \times 24\%$	行政回収	$-X_3 \times 4\%$	店頭回収	$+X_3$	世帯間リユース
	①-2 店頭回収の増加 (直接効果として X_2 万tを仮定)	$-X_2 \times 61\%$	可燃・不燃ごみとして排出	$-X_2 \times 21\%$	行政回収	$+X_2$	店頭回収	$-X_2 \times 18\%$	世帯間リユース
	①-1 行政回収の増加 (直接効果として X_1 万tを仮定)	$-X_1$	可燃・不燃ごみとして排出	$+X_1$	行政回収		店頭回収		世帯間リユース
		$-(A+B+C+D)$		A	B	C			

※ X_4 の削減量の内訳は、2024年の排出割合を基に按分している。これらの按分の割合は、取組の進捗に応じて適宜見直しが必要となる。

※ $X_3 \cdot X_4$ の増加に伴う減少分は、同様に2024年の排出割合を基に算出した割合により按分。（例：リユースが X_3 万トン増加した場合、変化前は可燃・不燃ごみとして排出、行政回収、店頭回収されていた衣類であり、可燃・不燃ごみとして排出されていた衣類は X_3 万トンの 72% ($=59\% \div 82\%$) を占める。）

※ X_1 の増加に伴う減少分は、行政回収は廃棄されていた衣類の受け皿と仮定し、店頭回収・世帯間リユースの減少は想定しないこととする。

観測される
変化量

- ✓ ①-1 行政回収の観測される変化量
- ✓ ①-2 店頭回収の観測される変化量
- ✓ ② 世帯間リユースの観測される変化量
- ✓ ③ リデュースの観測される変化量

$$\begin{aligned}
 A &= X_1 - X_2 \times 21\% - X_3 \times 24\% - X_4 \times 20\% \\
 B &= X_2 - X_3 \times 4\% - X_4 \times 3\% \\
 C &= X_3 - X_2 \times 18\% - X_4 \times 18\% \\
 D &= X_4
 \end{aligned}$$

想定シナリオに基づく変化量と直接効果の推定

- ・施策が進展したシナリオを想定し、変化量と直接効果を推定した結果が以下の通り。
- ・「直接効果」を「生活者の行動変容施策」の目安、「観測される変化量」を「回収等の受け皿の整備の施策」の目安とした場合、いずれにおいても行政回収による寄与が大きいことが想定された。

	使用済み衣類 回収システムの構築	直接効果		観測される変化量		（A+B+C+D） = 可燃・不燃ごみとして の排出の削減量 = -13万トン
		行政回収	店頭回収	+X ₁	+A	
①	世帯間のリユースの拡大 (事業者を介する取引を含む)	+X ₂		+X ₂	+B	
②	稼働率向上・寿命延長に向けた 取組の拡大 (リデュース)	+X ₃		+X ₃	+C	
③		+X ₄		+X ₄	+D	

間接影響
の考慮

「生活者の行動変容
施策」の目安

想定シナリオを基に「観測される変化量」
を仮定し(合計13万t)、X₁～X₄を算出

「回収等の受け皿
整備の施策」の目安

	使用済み衣類 回収システムの構築	直接効果		観測される変化量		想定シナリオ
		行政回収	店頭回収	+5.9万t	+3.5万t (※回収増加量は4.1万t)	
①	世帯間のリユースの拡大 (事業者を介する取引を含む)	+2.8万t		-2.4万t	+2.5万t	現在、全国の65%で実施されている行政回収が70%に拡大（人口カバー率）し、既に実施されている行政回収が115%に增加了した場合、約4.1万トンの増加が見込まれる。うち、14%が廃棄・サーマルリカバリーされると、3.5万トン。
②	稼働率向上・寿命延長に向けた 取組の拡大 (リデュース)	+4.2万t		-0.3万t	+3.0万t	小売店等における回収ボックスの設置が全国に広がった場合（約8,000件の回収拠点に相当）、約2.6万トンのリユース・リサイクルの増加が見込まれる。うち、1%が廃棄・サーマルリカバリーされると、2.5万トン。
③		+4.0万t		-1.2万t	+4.0万t	フリマアプリ等を介した世帯間のリユース、およびリユースショップ（古着屋等）を介したリユースの取引量が20%拡大した場合、約3万トンのリユース量増加が見込まれる。

想定シナリオを基に「観測される変化量」
を仮定し(合計13万t)、X₁～X₄を算出

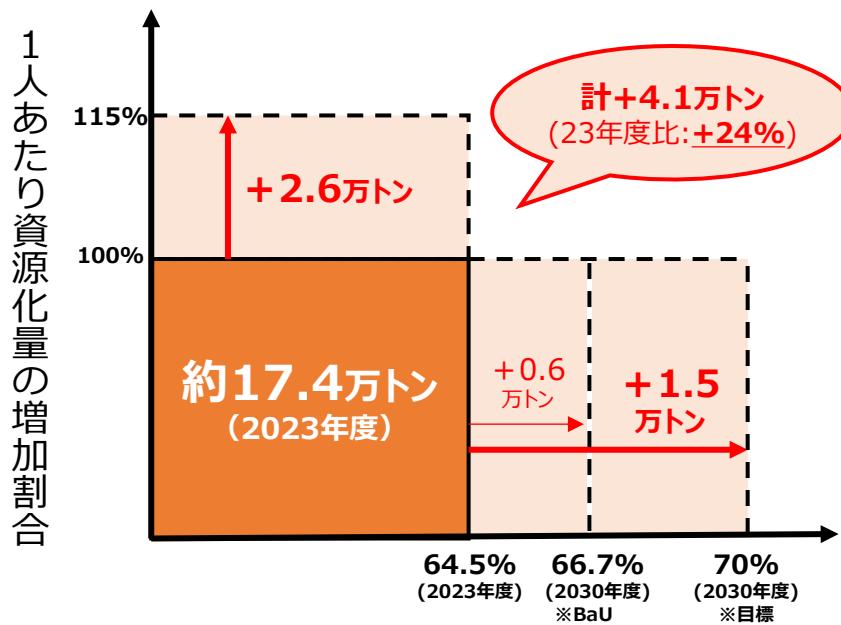
「生活者の行動変容
施策」の目安

「回収等の受け皿
整備の施策」の目安

行政回収の増加量に関する試算

- 行政回収は、回収を実施する自治体数の増加、既に回収している自治体での回収量増加の2つの方向性がある。
- 回収を実施する自治体は、**人口カバー率70%までの拡大を仮定すると1.5万トン、1人あたりの資源化量は、115%の拡大**（経年変化において上位25%の自治体の水準）を仮定し、**2.6万トンの増加**が見込まれる。
- なお環境省では、住民が直接持ち込む資源物等の受入、分別、搬出するため一時的に保管する施設である「分散型資源回収拠点施設」の整備の整備に向けて、一般会計において循環型社会形成推進交付金及び廃棄物処理施設整備交付金を計上し、市町村を支援している。

行政回収の増加量の試算の内訳



回収を実施する自治体（人口カバー率）

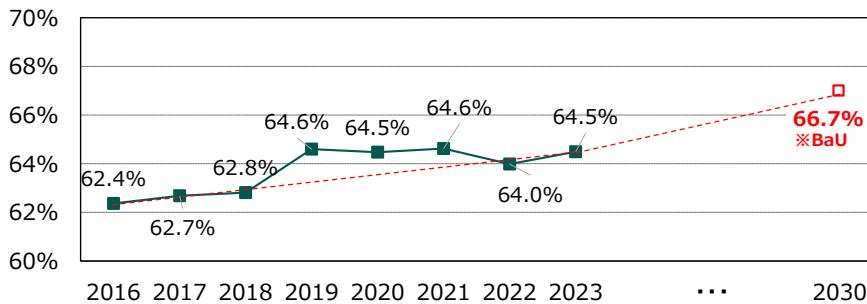
(出所) 環境省「令和5年度 一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」を基に作成。

(注記) 直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量を対象に集計。

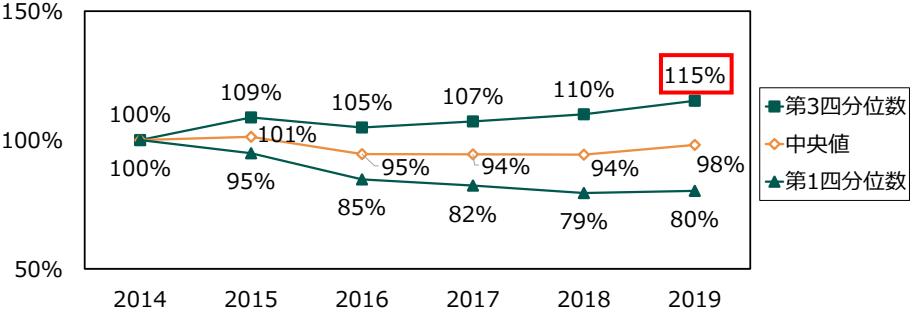
(注記) 人口カバー率のBaUは、2023年度比での2030年度時点の伸び率が、2016年度比での2023年度実績と同様の伸び率（1.03倍）と仮定した場合の値。

行政回収の経年変化に関するデータ

■ 行政回収を行う自治体割合の推移（人口カバー率）



■ 自治体ごとの「1人あたりの資源化量」の推移の傾向（2014年度比）



(注記) 1人あたりの資源化量は、コロナ禍以前の6か年（2014年～2019年）の推移を整理

(注記) 外れ値の影響が大きいため、最大値・最小値・平均値については記載していない。

行政回収の受け皿となる故纖維事業者の受入容量について

- 行政回収の変化量を設定する上で、受け皿となる故纖維事業者の取扱量を考慮する必要がある。全国で一律24%の行政回収の増加を想定すると、**各地方で最大規模の事業者の取扱量と同等の追加的な受入が必要となる地域が多く**、対応が困難となる地域が生まれることも想定される。
- 詳細は、受入容量（現状の取扱量から追加的に受入が可能な量）の評価が必要であり、今後調査を実施予定。

各地方の資源化量および想定される行政回収の増加量

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
資源化量 (2023年度)	1,116	3,042	87,471	18,966	33,058	12,864	3,376	13,808	173,701
各地方で 一律+24% とした場合	263	718	20,647	4,477	7,803	3,036	797	3,259	41,000

(出所) 環境省「令和5年度 一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」を基に作成。直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量を対象に集計。

(単位:t)

現状の取扱量の規模ごとの故纖維事業者の社数

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
5,000t以上	0	0	2	0	2	0	1	0	5
1,000t以上 5,000t未満	0	1	5	1	2	0	0	1	10
100t以上 1,000t未満	1	2	10	5	12	2	3	5	40
1t以上 100t未満	1	2	5	11	6	3	1	5	34

: 各地方の行政回収の増加量（一律+24%とした場合）に対応する、取扱量の規模

(単位:社数)

(出所) 令和5年度に実施した事業者アンケートの回答企業および事業者ヒアリングを基に取扱量を把握した89社が対象。カバー率は62%（資源化量の合計に対する取扱量ベース）。

分散型資源回収拠点施設の整備への支援事業を創設（令和7年度～）

【措置内容】

原則、令和7年度以降に以下の要件により新規着手する分散型回収拠点施設について、回収された廃棄物の処理工程（再生材としての使用見込み）を明示出来る場合に土地造成・建設・設備に係る費用の一部を補助する。

【要件】

- 施設設置による予定回収量やリサイクル率を循環型社会形成推進地域計画へ明記する。
- 回収物の再生手法や再生材の用途を循環型社会形成推進地域計画へ明記する。
- 可燃物の焼却量低減に繋がるよう、回収品目に関して要件設定（生ごみ、廃食用油、剪定枝のいずれかを含むこと）。
- 広域化・集約化と対極となる分散型処理となるため人口要件を設定（人口5万人当たり1施設程度とする）。

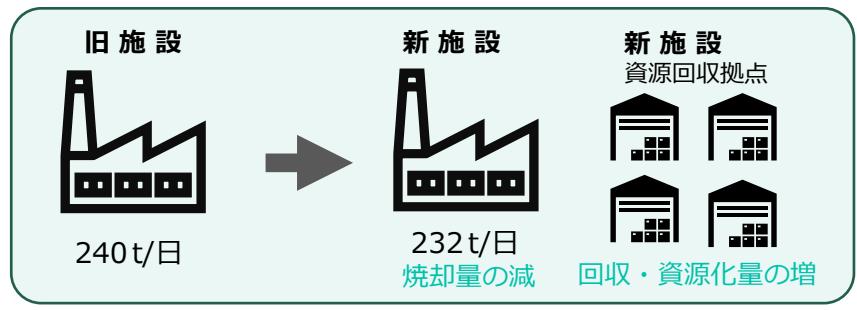
【交付率】

1 / 3

※焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際に、本施設については、当該跡地を利用しない場合であっても焼却施設の解体事業を交付対象に含めることが可能

分散型資源回収拠点施設整備の一例

- ・ 人口20万人規模の都市を想定
- ・ 既存焼却施設の規模は240t/日と仮定
- ・ 人口5万人規模に1か所の分散型回収拠点を設置すると仮定（今回の場合は4か所設置）
- ・ 1人1日あたりのごみ焼却量は、分散型資源回収拠点施設の設置により、数%程度減少する



店頭回収の増加量に関する試算（モデル事業の実施成果の活用）

- 過年度に実施された使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業の取組成果を活用し、回収の取組が全国に拡大した場合の効果が推計できる。
- 回収スポット間でのダブルカウントを考慮し、スーパー・マーケット等の推計値のみを参照すると、**全国で約8,000件の回収拠点が設置される**ことで約2.6万トンの回収量が増加し、1%が廃棄・サーマルリカバリーされると、**2.5万トンの廃棄量の削減**が見込まれる。
- なお、本推計はモデル事業の実施結果を基にしているため、取組事例が今後拡大することで更なる精査が可能となる。また、**生活者に対する意識啓発に並行して取り組むことで、回収量拡大の効果が期待される。**

モデル事業の実施成果を踏まえた店頭回収の拡大による回収量の増加ポテンシャル

回収スポットの傾向	回収スポット	回収量	うち、リユース量	うち、リサイクル量
幅広い人が利用	スーパー・マーケット等	26,000 t	20,000 t	4,800 t
	駅ビル	540 t	440 t	100 t
	ショッピングセンター	830 t	700 t	110 t
	クリーニング店	4,650 t	4,600 t	0 t
特定の人が利用	学校（制服）	150 t	90 t	0 t
	学校（子ども服）	1,400 t	1,320 t	0 t
その他	行政庁舎（衣類全般）※2事例	580～4,600 t	480～3,000t	90～1,600t
	行政庁舎（子ども服）	2,100 t	2,100 t	0 t
	イベント回収	100 t	20 t	40 t

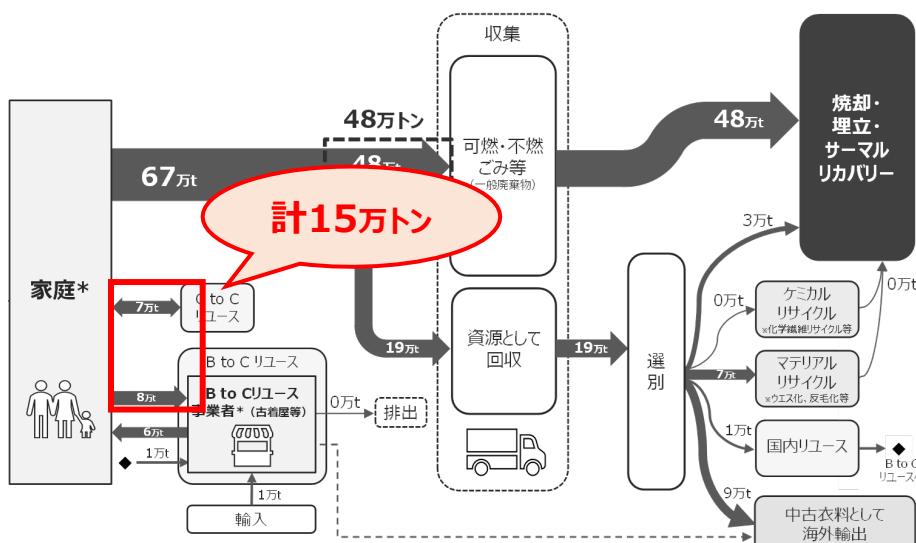
(出所) 「令和6年度使用済衣類の回収のシステム構築に関するモデル実証事業」等の実証成果を基に環境省推計

(注釈) スーパー・マーケット等における設置率を±5%程度変動させると、回収量は約±7,000t（約19,000t～33,000t）の範囲で変化する。

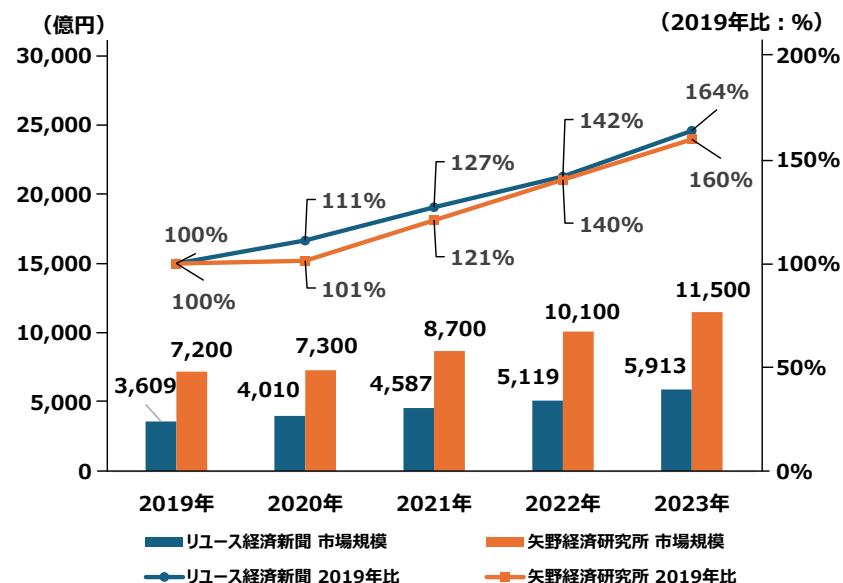
ファッショナリリユースの市場規模

- マテリアルフローにおいて、B to Cリユース（古着屋等）とC to Cリユースの合計量は計15万トンである。
 - ファッショナリリユースの市場規模（金額ベース）は2019年～2023年の5年間で約160%に拡大している。
- なお、環境省は令和7年度中に「リユース等の促進に関するロードマップ」の策定を目指しており、「消費者のリユース取組の促進」「リユース市場の拡大に向けた需要創出」「リユース事業の信頼性の向上」「リユース促進に向けた基盤づくり」に向けた取組を、短期・中期で進めていく予定である。

衣類マテリアルフロー（2024年）における世帯間のリユースの合計量



国内のファッショナリリユース市場規模推移

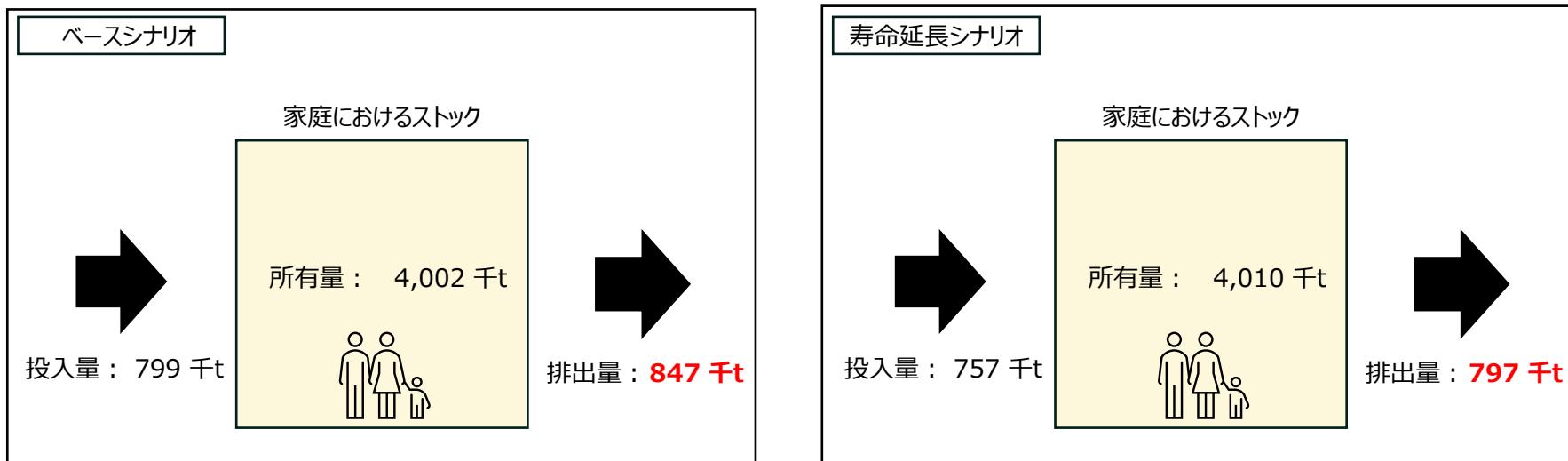


（出所）矢野経済研究所「ファッショナリリユース市場に関する調査を実施（2024年）」
https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/3584
 （最終閲覧日：2025年10月10日）および、リユース経済新聞「リユース市場データブック 2024」を基に作成
 （注記）両調査は調査方法・対象が異なるため、数値を単純比較できないことに注意。

家庭に投入された衣類を対象としたストック調査における分析結果

- 家庭における衣類（中古品として入手したものを除く）のストック量の調査において、使用年数が1年延長する「寿命延長シナリオ」による排出量への影響を評価した。
- 寿命延長シナリオではベースシナリオと比べて、投入量が42千t（約5%）、排出量が50千t（約6%）減少すると推計された。また、寿命の延長により、衣類の所有量は増加し、4,010千トンとなる（約0.2%の増加）と推計された。
- 本推計を踏まえると、消費者の行動変容によって、寿命延長シナリオが実現すれば、所有量は微増するものの、社会における衣類の使用量を変えることなく、手放される衣類量の減少につなげることが期待できる。
- ただし、本推計は社会全体で使用される、新品として入手された衣類量が一定という仮定のもと成り立っている（詳細次頁）。そのため、今ある手持ち衣類を大切に使うだけでなく、必要以上の衣類の購入を控える（あまり着用する見込みがなく、すぐに退蔵・廃棄してしまうような衣類の購入を控える等）、耐久性が高い等のサステナブルな衣服の選定・購入を促す等も併せて啓発していくことが重要になる。

各シナリオにおける2023年の衣類の投入量・排出量・ストック量（所有量）



（注1）両図共に消費者アンケートの分析結果及び、家庭への衣類（中古品として入手したものは除く）の投入量（推計値）に基づき推計。

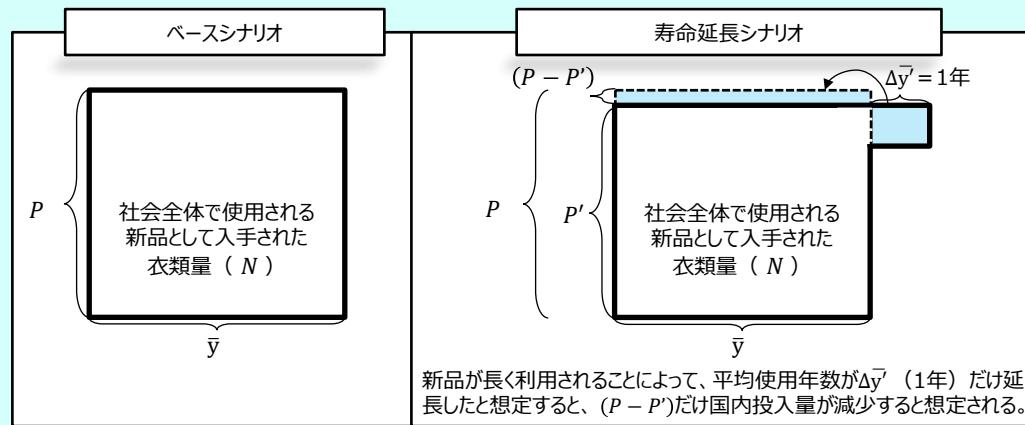
（注2）本推計では、データ入手可否等の観点から新品として入手された衣類（新品で店舗等から入手した衣類）を推計の対象としており、リユースされた中古衣類は推計の対象外とした。

（注3）なお、推計値は、いずれも仮想的な定常状態を想定して推計している。

家庭に投入された衣類を対象としたストック調査における分析結果

寿命延長効果の推計方法（家庭における衣類のストック量の調査）

- ベースシナリオ¹と寿命延長シナリオの2つを比較。寿命延長シナリオでは、**2023年に行動変容が起きて、入手してから時間が経ちすぎていない衣類（ここでは家庭に投入されてから10年以内の衣類（家庭が所有する衣類の約9割）²と定義）において、平均使用年数が1年延長されたと仮定。**
 - 具体的には、社会に投入されてから10年以内の衣類において、**2023年のみ、平均使用年数が1年延長されたワイブル分布に従って残存・排出されると仮定。**
 例) 2020年に投入された衣類は、2020年～2022年は、従来の寿命分布に従って排出されるが、2023年のみ、平均所有年数が1年伸びたワイブル分布に従って、排出される。そのため、従来の寿命分布では、投入から3年経過すると投入量に対して例えれば10%が排出されていたが、延長した寿命分布では、投入量から3年経過すると投入量に対して9%が排出される等、2023年の排出量が変化。
 - また、当該衣類は、使用年数の延長に伴い**所有年数も1年延長と想定**（退蔵年数に変更はないと仮定）。
 - なお、本シナリオに用いたワイブル分布の**b**（形状パラメータ）はベースシナリオに用いた分布と同様と仮定。
- また、社会全体で使用される、新品として入手された衣類量が一定と仮定する場合、**衣類の寿命が延長すると、新品として入手される衣類の量（国内投入量）は減少することが想定される**（以下図）。そこで、ベースシナリオと寿命延長シナリオで推計対象年末の衣類使用量が同一となるように、**寿命延長シナリオにおいて、2023年の国内投入量を補正**した。



N ：社会全体で使用される新品として入手された衣類（着）
 P ：ベースシナリオにおける平均国内投入量（着／年）
 \bar{y} ：新品として入手された衣類の平均使用年数（年）
 P' ：寿命延長シナリオにおける平均国内投入量（着／年）
 \bar{y}' ：寿命延長シナリオで延長した、入手してから比較的新しい衣類の平均使用年数（年）

(注1) ベースシナリオ：ストック調査において推計された各種新品衣類における平均所有年数（ワイブル分布）に基づいて、衣類が排出されるシナリオ

(注2) ベースシナリオにおいて、対象衣類（2014年～2023年までに投入された衣類）が、2023年末に社会で所有されている衣類に占める割合は、重量ベースで約89%。

2. アクションプランの素案について

資料構成

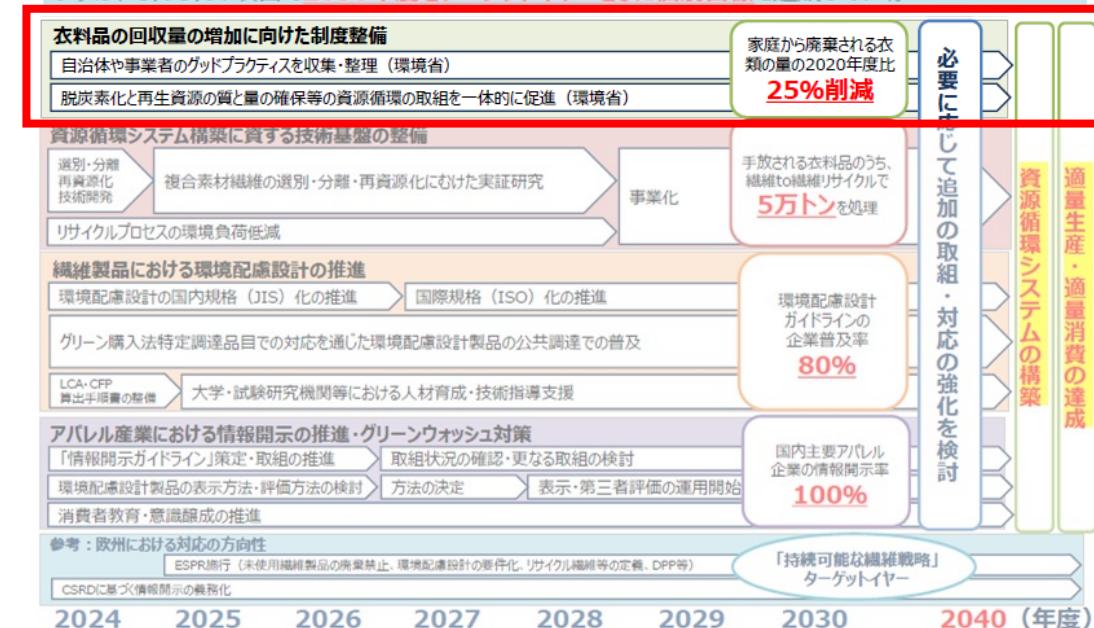
- 1. アクションプラン策定の背景・趣旨
- 2. 循環型ファッショの推進を通じて目指す姿
- 3. 2030年25%削減目標の達成イメージ
- 4. 循環型ファッショの推進に向けたアクションプラン

1. アクションプラン策定の背景・趣旨

- ・纖維製品は、原材料調達～製造～利用～廃棄の過程で多くの温室効果ガスを排出し、化学物質の使用や水資源の消費、合成纖維由来のマイクロプラスチックの海洋流出等の環境負荷をもたらすことから、業界全体の持続的な発展のためには、**大量生産・大量消費・大量廃棄から脱却し、循環経済を実現していくことが不可欠である。**
- ・政府は、纖維製品の資源循環システムの構築に向けた課題解決の方向性の検討を実施し、2024年6月には「纖維製品における資源循環ロードマップ」が策定された。本ロードマップ及び第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）においては、「**2030年度時点において、家庭から手放される衣料品のうち、廃棄されるものを2020年度比で25%削減する。**」等の政府目標を掲げた。
- ・この度、家庭から廃棄される衣類の削減目標の達成に向けた具体的な取組を「循環型アクションの推進に向けたアクションプラン（仮称）」として取りまとめ、関係省庁が連携し、幅広い関係者の協力を得つつ、強力に推進していく。

纖維製品における資源循環ロードマップ

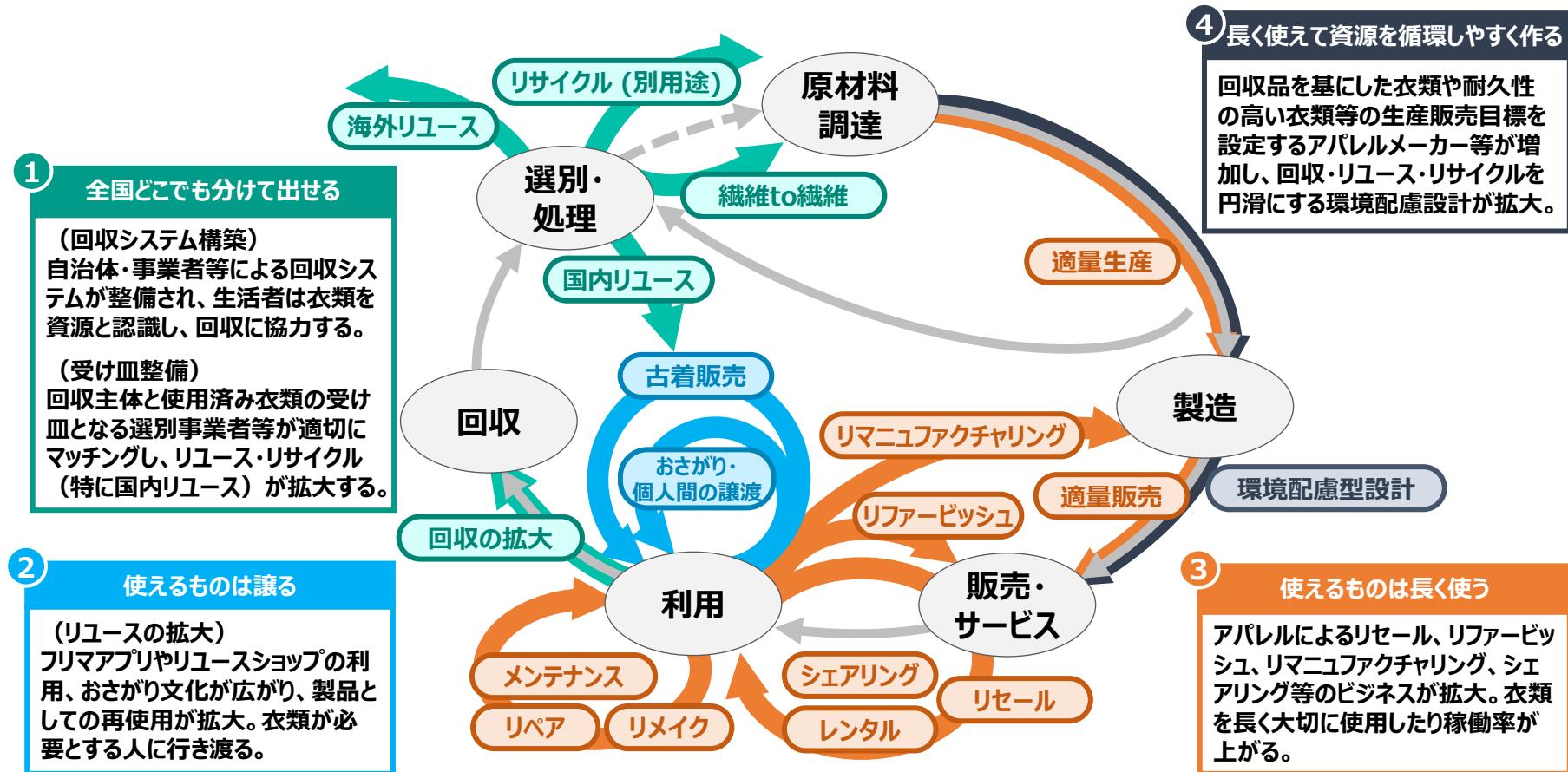
2040年度の資源循環システムの構築、適量生産・適量消費の達成を目指し、そのための**KPI**を設定。
まずは、それぞれの項目で**2030年度をターゲットイヤーとした個別目標**を達成していく。



2. 循環型ファッショングの推進を通じて目指す姿

- 家庭から廃棄される衣類の削減目標の達成に向けて、「①全国どこでも分けて出せる」「②使えるものは譲る」「③使えるものは長く使う」といった方向性が挙げられ、また、それらの具現化に当たっては「④長く使って資源を循環しやすく作る」といった製造側の対応も必要となる。
- 目標達成に向けて、各施策を進展させ、下図に示すような将来像の実現を目指していく。

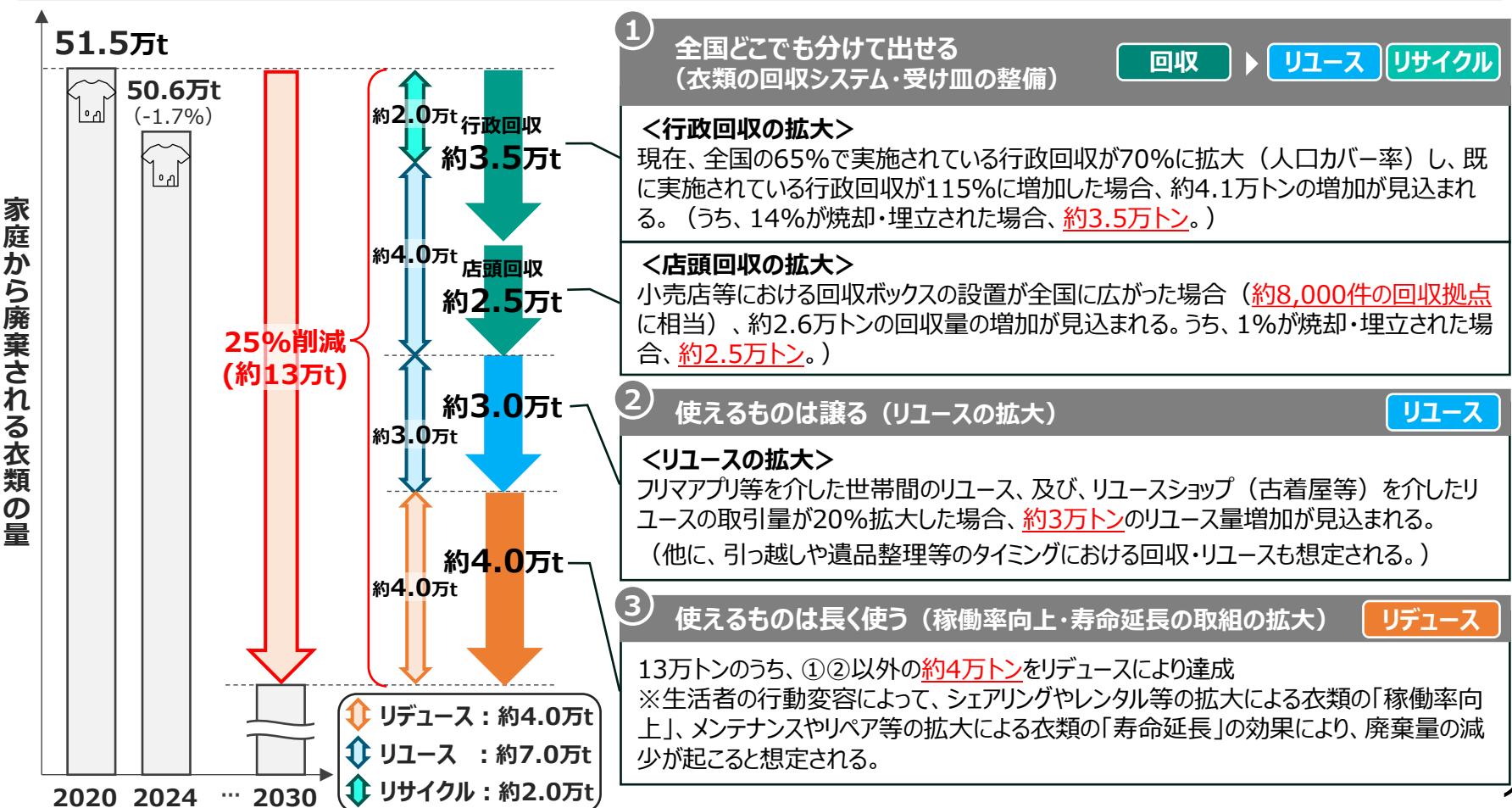
目標達成に向けた将来像



3. 2030年25%削減目標の達成イメージ

- リデュース・リユース・リサイクルに資すると考えられる「①全国どこでも分けて出せる（衣類の回収システム・受け皿の整備）」「②使えるものは譲る（リユースの拡大）」「③使えるものは長く使う（稼働率向上・寿命延長の取組の拡大）」の3つの方向性の具現化を通じて、家庭の廃棄量25%削減目標の達成を目指す。

2030年25%削減目標の達成の目安



4. 循環型ファッションの推進に向けたアクションプラン 1/6

①

方向性 全国どこでも分けて出せる 施策 衣類の回収システム・受け皿の整備

回収

リユース

リサイクル

国のアクション

1-1. 行政回収による衣類資源の質・量の向上

◆ 衣類等の行政回収ガイドラインの策定等を通じた自治体による効果的な回収促進 → 注力テーマ

- ✓ 衣類等の行政回収ガイドラインを策定。策定後、内容について情報発信するとともに、「市町村の一般廃棄物処理事業3R化に関するガイドライン」※1に組み込み、着実な地域実装を推進する。

※1 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（資料編）等

ガイドライン
内容案

回収可能な衣類等の整理、効率的な回収手法、質の高い資源回収に向けた工夫、トレーサビリティの把握・開示の重要性、専ら物に関する過去の環境省通知等の内容及び各自治体等の解釈事例等の紹介 等

◆ 行政回収にかかるコスト低減に向けた支援 → 注力テーマ

- ✓ 効率的な行政回収検討のための実証支援。
- ✓ また、各自治体で排出されている廃棄物量等を把握いただき、それを踏まえ対策の検討を行っていただくためのファーストステップを支援。（例：組成調査の考え方を整理して技術的助言等を行う）
- ✓ 検討された対策については、各自治体の衣類の回収の計画等に反映いただき、計画的な取組を実施いただくため、適切な働きかけ等を実施する。

◆ 資源循環自治体フォーラム等を活用した優良事例の発信、故纖維事業者を含めた関係者間のマッチング促進



期待されるアクション

自治体

✓ 行政回収の質・量向上に向けた調査、対策の検討、計画的な実施

事業者

✓ 故纖維事業者等において増加が見込まれる衣類の回収、選別、回収後のリユース・リサイクル等を実施

生活者

✓ お住いの地域での行政回収における回収に協力

4. 循環型ファッションの推進に向けたアクションプラン 2/6

①

方向性 全国どこでも分けて出せる

施策 衣類の回収システム・受け皿の整備

回収

リユース

リサイクル

国のアクション

1-2. 店頭回収の全国展開、マッピング等による回収拠点の見える化

- ◆ **店頭回収拠点増加により「衣類は資源」と実感する機会の創出・拡大、行政回収空白地域の穴埋め** → **注力テーマ**
 - ✓ モデル事業の知見を集約し、今春公表予定の衣類回収のグッドプラクティス集の普及、横展開
- ◆ **回収を身边に感じるためのマッピングによる全国の衣類回収拠点見える化促進** → **注力テーマ**
 - ✓ 衣類を資源として出そうと思った際に、どこに持ち込めばよいか近隣の回収拠点（リユースショップ含む）が一目でわかるようなマップ等を作成。
 - ✓ マップ作成に当たっては、既存の民間、自治体作成のマップとの連携や、住民からの情報提供を組み込み、手法についても検討を行う。
- ◆ **衣類回収の空白地域解消に資する回収システムの実証支援**
 - ✓ 店頭回収の拡大に当たっては、地域に密着した取組を着実に増やしていくことが重要である一方、一定の量を確保することでビジネス的に持続可能となり、「空白地域」の解消に繋がる可能性がある。
 - ✓ そうした先進的取組を推進するため、実証事業の支援を行う。



期待されるアクション

自治体

- ✓ 事業者と連携し、地域における店頭回収の拡大・定着を支援（実証事業の実施や地域内のプレイヤーの連携支援 等）

事業者

- ✓ 回収ボックス等を活用した生活者からの衣類回収の取組の拡大

生活者

- ✓ お住いの地域での店頭回収における回収に協力

4. 循環型ファッショングの推進に向けたアクションプラン 3/6

①

方向性 全国どこでも分けて出せる 施策 衣類の回収システム・受け皿の整備

回収

リユース

リサイクル

国のアクション

1-3. 再資源化量増加に向けたプロジェクト等支援、新たな再資源化手法に関する調査・検討等

◆ 繊維to繊維リサイクル事業や関連研究・調査の推進 → 注力テーマ

- ✓ 本検討会でも紹介のあったプロジェクトとの連携や、環境省において現在支援させていただいている研究等の推進を通じて、繊維to繊維等の取組に資する知見を集約し、国際競争力の向上を見据え国内での取り組みを推進する。

◆ 再資源化事業等高度化法による衣類リサイクル事業の認定促進

- ✓ 昨年11月に完全施行となった資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業環高度化法」）は3年間で100件以上の認定事業の創出を目指している。
- ✓ 繊維の再資源化に関する申請についても受付けており、適切な審査・認定を行ったうえで、再生材の質と量の確保の関する取組を加速化させる。

◆ （繊維to繊維リサイクルを優先にした上で）その他再資源化手法の活用ポテンシャル、課題把握、環境影響等の調査

- ✓ 回収された繊維を焼却・埋立から回避する手法として、ケミカルリサイクルによる繊維to繊維以外にはウェス化、反毛等の手法があり、それら取組については適切に実態を把握した上で引き続きの推進を行う必要がある。
- ✓ また、それ以外にも繊維を水素化、堆肥化、炭化等により活用する取組が増えているが、それらのポテンシャルや課題等について国として把握した上で、国際競争力の観点も重視しつつ、適切な施策について検討を行う。



期待されるアクション

自治体

✓ 地域内の事業者と連携した再資源化スキームの検討・実証

事業者

✓ 各事業者が有する技術や強みを結集した繊維to繊維リサイクル等の取組の推進

生活者

✓ リサイクル繊維等を使用した環境配慮製品の価値を認識し、購入時に選択（エシカル消費等）

4. 循環型ファッションの推進に向けたアクションプラン 4/6

②

方向性 使えるものは譲る

施策 リユースの拡大

リユース

国のアクション

2. リユース等の促進に関するロードマップを踏まえた施策の推進 → 注カテーマ

◆ 適正なリユース市場創出に向けた優良事業者ガイドラインの作成

- ✓ 安全・安心にリユースが行われる環境整備を行うことで、リユース市場を活性化する。

◆ リユース接触機会の拡充に向けたモデル創出（例：シェアリング、リセール、リペア、遺品整理、引っ越し等）

◆ リユース先進自治体の拡大

◆ リユース価値の「見える化」の実施

◆ 不適正な海外リユースの是正をした上での適正な海外リユースの推進

等

※別途開催されている「令和7年度使用済製品のリユースの促進に係る検討会」において議論中のため（3月開催予定の第3回検討会でロードマップの取りまとめを予定）、内容に変更が生じる可能性があることに留意。



期待されるアクション

自治体

- ✓ 地域における交換イベントや交換掲示版を通じた、リユース衣類と必要とする生活者とのマッチング（制服・子ども服等）

事業者

- ✓ 国が今後策定する優良事業者ガイドラインを活用した、リユース事業者（古着販売店やCtoCIリユースプラットフォーム等）による適正なリユースの推進、遺品整理や引っ越し時等のタイミングにおけるリユースの拡大

生活者

- ✓ 使用しない衣類は、自宅に退蔵せず、フリマアプリやリユースショップ、親族・友人等への譲渡によりリユースを実施

4. 循環型ファッションの推進に向けたアクションプラン 5/6

③

方向性 使えるものは長く使う

施策 稼働率向上・寿命延長の取組の拡大

リデュース

国のアクション

3. 衣類を長く大切に使う機運の醸成、生活者の行動変容の促進

- ◆ 若年層を対象とした、サステナブルファッションに関心の高い繊維・アパレル関係企業、業界団体及び各種イベント
(例：2027年国際園芸博覧会) 等と連携したサステナブルファッションキャンペーンの実施 → **注力テーマ**
 - ✓ 具体的な行動変容が期待される若い世代を主なターゲットとし、様々な関係者と連携した取組や発信を行う。
 - ✓ 若い世代と接点がある関係者へ適切な情報提供を行うことで（例：アパレル店舗店員、家庭科教員、服飾専門学校など）、幅広く働きかけを行えることにも留意。
 - ✓ なお、35～39歳・60歳以上の女性層等も関心が高く、行動変容が期待されるため主要なターゲットと成りうる。サステナブルファッションが「自分ごと化」し、具体的なアクションにつながるためのメッセージや発信の仕方を工夫。
- ◆ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進
 - ✓ 「デコ活応援団」による連携・マッチングや、脱炭素型「取組・製品・サービス」の発信、補助金事業による社会実装型支援を通じて、生活者の行動変容を促進。
- ◆ 環境教育の推進（エシカル消費含む）
- ◆ リユース等の促進に関するロードマップを踏まえた施策の推進（※再掲）
 - ✓ シェアリング、リペア等の推進は衣類を長く大切に使うことにも資する取組にもなる。



期待されるアクション

自治体	✓ 稼働率向上・寿命延長のための工夫や、事業者等による優良事例の周知
事業者	✓ アパレル企業による製品の長期使用のための取組（方針や目標の設定、設計・デザインの検討、製品の取扱い方法に関する情報提供 等）、リペア・シェアリング・レンタル等のサービスの拡大
生活者	✓ 衣類を長く大切に使う重要性を認識し、長期着用できるデザインの商品を購入したり、衣類のシェアリングやレンタル等のサービスを積極的に利用する。衣類が壊れた際は自らリペアを行う、またはリペアサービスを活用

4. 循環型ファッショングの推進に向けたアクションプラン 6/6

④

方向性 長く使って資源を循環しやすく作る

施策 衣類の製造・販売における環境配慮型設計の推進

国のアクション

4. 環境配慮製品の販売促進、需要創出に関する環境整備

- ◆ 環境配慮設計ガイドラインの普及啓発、グリーン購入法による公共調達推進を契機とした需要喚起、脱炭素製品等の定義や表示の在り方の検討 → **注力テーマ**
 - ✓ 各種施策の検討状況を踏まえながら、環境に配慮した衣類の需要創出に関する環境整備を行う。
- ◆ 事業者の取組が適正に評価されるための纖維・アパレル産業における情報開示の推進
 - ✓ トレーサビリティ情報やカーボンフットプリント情報の収集・適切な開示のためのプラットフォームの在り方の検討、リサイクル纖維に関するJISの制定・普及を行う。
- ◆ 国際的なサステナブルファッショングに関するワークショップ等を通じた日本製環境配慮製品の発信強化
 - ✓ 世界的な関心の高まりにより、サステナブルファッショングをテーマとしたワークショップ等が近年開催されている。
 - ✓ 国内で製造された環境配慮製品の需要が増えることは、国内のサステナブルファッショングの推進に資するため、こうした機会も活用しながら発信を行う。



期待されるアクション

自治体

✓ グリーン購入法による公共調達推進による環境配慮製品の需要喚起

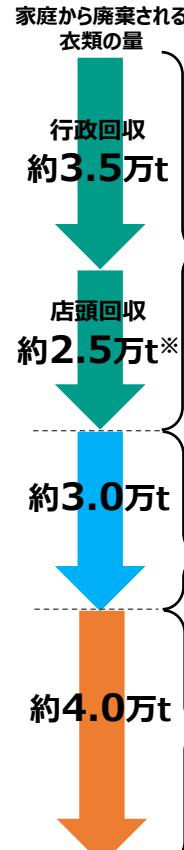
事業者

✓ アパレル企業による「纖維製品の環境配慮設計ガイドライン」「纖維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」に基づく取組の推進、回収品を基にした衣類の製造等の目標を設定

生活者

✓ リサイクル纖維等を使用した環境配慮製品の価値を認識し、購入時に選択（エシカル消費等）
※アクション1-3の再掲

4. 循環型ファッショングの推進に向けたアクションプラン（概要）



①

全国どこでも
分けて出せる

解消すべきボトルネック 行政回収によるコスト増加、廃棄物としての取扱い（専ら物）に関する自治体の理解促進

▶ 1-1. 行政回収による衣類資源の質・量の向上

- ✓ 効果的な回収を実現できている事例のポイント整理など、行政回収の実践的なガイドラインの策定
- ✓ 行政回収にかかるコスト低減に向けた支援

解消すべきボトルネック 「資源」であることが十分に生活者に認識されていない、故繊維事業者等の地域偏在

▶ 1-2. 店頭回収の全国展開、マッピング等による回収拠点の見える化

- ✓ 店頭回収拠点増加により「衣類は資源」と実感する機会の創出・拡大、行政回収空白地域の穴埋め
- ✓ 回収を身近に感じるためのマッピングによる全国の衣類回収拠点見える化促進

解消すべきボトルネック 使用済み衣類の資源価値の低下、手作業による選別作業の生産性の低さ

▶ 1-3. 再資源化量増加に向けたプロジェクト等支援、新たな再資源化手法に関する調査・検討等

- ✓ 繊維to繊維リサイクル事業や関連研究・調査の推進

解消すべきボトルネック 「リユース」が手軽な選択肢として認知されていない、リユース品への抵抗感

▶ 2. リユース等の促進に関するロードマップを踏まえた施策の推進

- ✓ 別途策定する「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づき、他の使用済製品と合わせて施策を推進

解消すべきボトルネック ウルトラファストファッショングの普及

▶ 3. 衣類を長く大切に使う機運の醸成、生活者の行動変容の促進

- ✓ 若年層を対象とした、サステナブルファッショングに関心の高い繊維・アパレル関係企業、業界団体及び各種イベント（例：2027年国際園芸博覧会）等と連携したサステナブルファッショングキャンペーンの実施

▶ 2. リユース等の促進に関するロードマップを踏まえた施策の推進 ※再掲。シェアリング、リペア等の推進

②

使えるものは譲る

③

使えるものは長く使う

※ 約8,000拠点に
相当と推計

※ 行政回収+店頭
回収の約6万tは、
約4万t:リユース、
約2万t:リサイクル
されるものと推計。

国のアクション（目標達成に向けた環境整備等のための施策）

④

長く使って
資源を循環
しやすく作る

解消すべきボトルネック 複合素材繊維の使用等による難リサイクル性、繊維to繊維リサイクルのコストの高さ

▶ 4. 環境配慮製品の販売促進、需要創出に関する環境整備

- ✓ 環境配慮設計ガイドラインの普及啓発、グリーン購入法による公共調達推進を契機とした需要喚起、脱炭素製品等の定義や表示の在り方の検討

全般に係る
アクション

- ✓ KPI達成度に関するフォローアップ、国際動向の注視、各種取組に関する調査検討

※ 各施策については経済産業省、消費者庁等の関係省庁とも連携して実施する。

※ これらは現状、優先すべき事項について整理したものであり、この他にも効果的である取組についても順次整理・実施していく。

※ 本アクションプランは、フォローアップ結果等を通じて、適切なタイミングで見直ししていく。

(参考) アクションプランの検討に向けた 参考情報

「循環型ファッショングの推進方策」に関する取りまとめ結果の活用 1/2

- アクションプランを策定するにあたり、昨年度開催した検討会を通じて取りまとめを行った「循環型ファッショングの推進方策」（短期的・中長期的に想定される社会像、政策の方向性・実施すべき施策）を参考として、内容の検討を行う。

タイムスパン	想定される社会像	政策の方向性・実施すべき施策
<p>①短期的な姿 (2030年度 25%削減目標の 達成に向けた 政策の方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全国の市民に対し、故衣料品が「資源」であることが広く認識される。 ✓ 環境配慮設計ガイドラインが企業に周知・普及する。 ✓ 衣類の回収量や回収品を基にした衣類の製造等、目標を設定するアパレルメーカー等が増加する。 ✓ 市民が手軽に衣類を回収に出せるよう、多様な回収拠点が整備される。 ✓ 先進的な自治体の取組が横展開され、各地方における回収が促進される。 ✓ リユース市場が拡大し、リユース衣類の国内循環等が促進される。 	<p>効果的な回収に向けた更なる調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現在の回収システムへの生活者のアクセス可能性に関する調査 ■ 衣類が大量廃棄されるタイミングの調査 ■ 衣類がストックしている理由や要因の把握 <p>多様な回収システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体による資源回収以外の回収方法（回収スポット等）や回収のタイミング（遺品整理や引っ越し時等）の検討 <p>故衣料品が「資源」であることの認識の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 故衣料品が「資源」であることの市民への更なる周知 ■ 衣類の循環の現状を定期的にモニタリングできる仕組みを設計し、消費者に周知する ■ 消費者に受け入れられやすい分別の類型化の検討 ■ 「子ども服と制服」のように比較的集めやすく、特定地域内でのリユースに活用しやすい品目に焦点を絞った取組 ■ 片付けのノウハウも活用した「捨て方のガイドライン」の作成 ■ 衣類の長寿命化の工夫・仕組みに関する情報の周知 <p>故衣料品の受け皿の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 故繊維事業者から排出された素材の需要創出支援（ファッショングメーカーから活用を宣言いただく等） ■ 衣類回収主体と故衣料品の受け皿（故繊維事業者、消費者等）のマッチング支援

(出所) 環境省「令和6年度循環型ファッショングの推進方策に関する調査業務 報告書」。

「令和6年度持続可能で循環型であるファッショングに関する検討会」および「令和6年度使用済衣類の回収のシステム構築に係る検討会」における検討内容を参考に作成したもの。

タイムスパン	想定される社会像	政策の方向性・実施すべき施策
<p>②中長期的な姿 (2040年度の資源循環システムの構築に向けた方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大量生産・大量消費・大量廃棄という一方通行型のシステムが循環型に転換される。 ✓ 環境配慮設計ガイドラインに基づき、環境配慮設計のなされた衣類が市場に多く流通する。 ✓ 衣類の回収量や回収品を基にした衣類の製造等、目標を設定するアパレルメーカー等が更に増加する。 ✓ 回収拠点がより一層整備されることにより、手放される衣類のほとんどが回収される。 ✓ 回収した衣類の品質や循環されたものの価値が高まる。 ✓ 繊維to繊維リサイクルの技術が確立し、手放される衣類の多くがリサイクル可能となる。 ✓ 繊維産業の生産拠点が国内に回帰し、リサイクルされた繊維の多くが衣類製造等に活用される。 ✓ 回収した衣類のトレーサビリティが確保され、適正な資源循環が確実に行われることが担保される。 	<p>多様な回収システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>衣類以外の資源回収も促進</u>する回収方法のあり方の検討 <p>衣類の循環システム構築に向けた制度設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 回収に係るコストの確保（<u>生産者からの費用徴収</u>やデポジット制度・ポイント制度等） ■ <u>EPR（拡大生産者責任）</u>の検討（事業者の登録制度等） ■ <u>海外リユースされる衣類</u>の取扱い検討（トレーサビリティ確保等） <p>故衣料品の受け皿の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 故繊維<u>事業者・産業の育成</u>

(出所) 環境省「令和6年度循環型ファッショングの推進方策に関する調査業務 報告書」。

「令和6年度持続可能で循環型であるファッショングに関する検討会」および「令和6年度使用済衣類の回収のシステム構築に係る検討会」における検討内容を参考に作成したもの。

グリーン購入法における判断の基準等の見直し（制服・作業服等）

- ・纖維製品について、「纖維製品における資源循環ロードマップ」等を踏まえ、脱炭素、資源循環等の観点からも環境負荷の低減に寄与するための検討を実施（見直しを行った基本方針について、1月下旬頃に閣議決定予定）。

制服・作業服等に係る判断の基準等の見直しの概要（※一部抜粋）

- ・ 制服・作業服は法施行当初から特定調達品目
- ・ 現行の判断の基準は、纖維部分全体重量比※の再生PET樹脂配合率（原則として25%以上又は故纖維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成纖維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）
※ 以下の纖維製品に係る判断の基準における配合率は、特に記載のない限り原則として「纖維部分全体重量比」を表す

- ・ 新たに2段階の判断の基準を設定、基準値1として2つの要件（AND基準）
 - ✓ カーボンフットプリントの算定・開示
 - ✓ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築
- ・ 再生PET由来のポリエステル纖維配合率を25%以上から50%以上に強化
- ・ 新たに故纖維から得られるポリエステル纖維を除く纖維製品由来の再生纖維に係る判断の基準を設定
→ 纖維部分全体重量比5%以上
- ・ 新たにポリエステル纖維と他の纖維からなる混紡纖維に係る判断の基準を設定
→ 再生PET由来のポリエステル纖維配合率がポリエステル纖維重量比50%以上、かつ、纖維製品由來の再生纖維がポリエステルを除く纖維部分全体重量比5%以上
- ・ 植物由来合成纖維の配合率を強化
→ 纖維部分全体重量比25%以上から30%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率12%以上
- ・ 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加
- ・ 新たに設定又は強化した判断の基準（基準値2）については 令和8年度1年間の経過措置を設定

資源循環自治体フォーラム

- ・廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて、**全都道府県・市町村からなる「資源循環自治体フォーラム」**を活用した**先進事例の共有、自治体・企業・スタートアップ等のマッチング**を実施し、新規ビジネスの創出も支援し、地域課題の解決と地域経済活性化・地方創生につなげる。

開催スケジュール

● 第1回 資源循環自治体フォーラム

・ 2025年9月12日 大阪市（大阪府立男女共同参画・青少年センター）

参加人数：1,022名（現地442名、WEB580名）

● 地方版（6箇所）

中部 令和7年12月19日（金） 北海道 令和7年12月25日（木）

中国四国 令和8年1月13日（火） 東北 令和8年1月19日（月）

関東 令和8年1月29日（木） 九州 令和8年2月13日（金）

第一部



第二部



第1回資源循環自治体フォーラムの内容

第一部

■ 最新の施策、予算の情報

- ・ 環境省政務、大阪府副知事

- ・ 内閣府（地方創生）、消費者庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

- ・ 金融機関、経済界等

第二部

■ 主要テーマごとに企業と自治体がセッション

リユース

プラスチック

小型家電・
リチウム蓄電池

サステナブル
ファッショニ

下水汚泥
紙おむつ

食品ロス
食品リサイクル

家庭ごみの
分別回収

木材資源

■ スタートアップ企業による革新的な技術等の紹介

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

- 再生材の質と量の確保と脱炭素化等の取組を加速化し、資源循環産業のさらなる発展を後押し

資源循環産業・事業者全体の底上げ

基本方針

高度化に向けた判断の基準

実施状況の報告・公表

再資源化事業等の高度化の促進（3つの環境大臣認定制度）

- 廃棄物処理法における各種許可手続きを不要とする等の特例

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、広域的な分別収集・再資源化の事業を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023
(PETボトルリサイクル推進協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

- 再生材を回収する分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進



例：太陽光パネルのガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための高効率な設備導入等を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

2025年11月21日

全面施行

デコ活

- ・「デコ活」※
：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のムーブメントを起こすための国民運動。
※二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉
- ・2030年代にかけて、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康になり、2030年度温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしを提案。

「デコ活応援団」による連携・マッチング

官民連携で「デコ活」の効果的な実施につなげるため、国・企業・地方公共団体・団体等の連携・実践の場＆情報共有・意見交換の場として、**企業・地方公共団体・団体等による官民連携協議会「デコ活応援団」を設立**。3か月に1回のオンライン会合を開催し、新規取組提案による企業や地方公共団体等のマッチング機会として活用。

「デコ活応援団」 (新国民運動官民連携協議会)

2,908主体
(1,750企業、360地方公共団体、396団体、402個人)
2026年1月14日時点



脱炭素型「取組・製品・サービス」の発信

組織（企業・地方公共団体・団体）、個人単位で「デコ活宣言」を呼びかるとともに、ポータルサイトにおいて、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える取組・製品・サービス」の登録を受付け。登録いただいたものは、ポータルサイトやSNS等で発信。

脱炭素に資する取組・製品・サービス

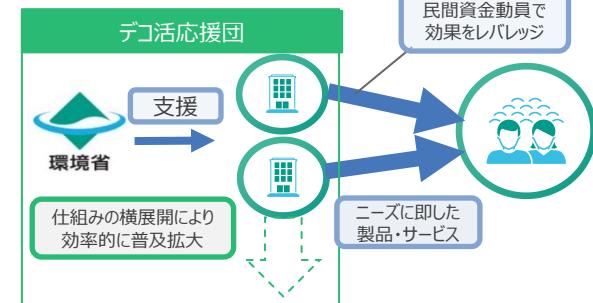


補助金事業による社会実装型取組支援

マッチングファンド方式により、民間の資金やアイディア等を動員し、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施。
※補助率：定額（1/3相当）

社会実装型取組支援

デコ活応援団を通じ、マッチングファンド方式により、民間の資金を動員（レバレッジ）、ニーズに即した具体的な選択肢を提示することで波及効果を拡大



消費者庁のサステナブルファッショングに関する取組

エシカル消費・サステナブルファッショングの推進

○消費者庁は公正かつ持続可能な社会の形成に消費者が主体的に参画する社会構築のためエシカル消費※の普及啓発を実施

※ 地域の活性化や雇用等を含む人や環境に配慮した消費行動

○衣類の製造は原材料調達や染色等による水消費やCO2排出等の環境負荷が大きく、サステナブルファッショングの実現に向けた取組が求められている

○経済産業省、環境省とともに関係省庁連携会議において取組。消費者庁は消費者の行動変容に向けて有識者等と連携した情報発信を実施

特設サイト「サステナブルファッショング習慣のすすめ」

- 具体的な行動のヒントを伝えることで、行動する人の輪を広げる
- 消費者が実際の行動に移しやすくする仕掛けとして、ヒントに関連する事業者等の具体的な取組事例のリンクを設定
- 事業者においても、サステナブルファッショングの推進に向けた取組が進められており、その一例を紹介

消費者庁ウェブサイト「サステナブルファッショング習慣のすすめ」ページ



学校で出前講座実施、イベントにてワークショップ実施

- 小・中学校に出向いて、「エシカル消費」について知るとともに、社会課題の解決につながる買物の仕方について学ぶことを目的とする出前講座を実施。
- 学校授業等で活用できるようアレンジした指導者向け解説書や動画等を使用。
- エシカル消費を体感してもらえるワークショップを開催。

【小学校出前講座の様子】



関係省庁との連携 (サステナブルファッショングの推進に向けた関係省庁連携会議決定 (令和3年8月20日))

- 消費者庁、経済産業省、環境省の3省庁が連携し、生産・流通から廃棄・循環までの各段階に応じて、事業者及び消費者の双方に向けた取組を計画的に進めるとともに、制度面を含めた課題の整理・検討を行っていく。



SNS等を活用した情報発信

- サステナブルファッショングに関心を持ち、実践する人の輪を広げるため、SNS等を活用し情報発信
- エシカル消費行動の活性化を促すため、プラットフォーム「オンラインコミュニティ」を設置し、消費者庁の取組みだけでなく消費者一人一人取組みを発信し共有
- 若年層への普及啓発を目的とし、令和5年3月にInstagram公式アカウント「消費者庁エシカル消費」を開設し、動画等を活用した情報発信を実施



普及啓発資材の作成

- 学校で活用できる教材も作成・公開。各地イベント等で提供・貸与。



脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会

- 「令和7年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会」において、脱炭素製品・サービスの評価・表示スキームを構築するため、脱炭素に資する取組により排出削減価値がある脱炭素製品等の定義や範囲等の検討を実施。
- 2025年度下半期～2026年度にかけて脱炭素製品等の定義や表示の在り方を集中的に議論し、2027年度以降の制度運用に繋げる。
- 広範な市場（製品/サービスカテゴリ）を対象とする可能性もあることから、優先度が高い市場を特定し、順次段階的な導入を行っていく方針を検討。

検討の時間軸（イメージ）



- 制度と定義の“考え方”を確立
- 脱炭素製品等の定義や表示の在り方に関する基本的な方向性を検討
 - 脱炭素製品等の定義に係る要件を議論
 - 制度構築に向けた関係者との意見交換・調整

- 制度設計・運用体制整備
- 表示スキームや運用体制に関する具体的な検討を進める
 - 各業界にて制定されているガイドラインとの連携などについて検討

- 優先度が高い市場で先行して展開
- 検討結果を踏まえ、制度の試行導入を開始
 - 優先分野での実践を通じ、制度の有効性/運用課題を検証

- その他の市場も含め全面的に展開
- 制度の成果を可視化し、消費者・企業双方の行動変容に結びつける仕組みを定着化
 - 脱炭素製品/サービスが社会全体で主流化する市場構造の実現を目指す

（出所）環境省「令和7年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会（第1回）」（令和7年12月16日（火）13:00～15:00）

（https://www.env.go.jp/council/demandstimulation_decarbonization/page_0701.html）資料2（開催要領）および資料3（事務局資料）を参考に作成

繊維廃棄物のガス化リサイクルと水素利用を核とした地域循環シナリオの構築

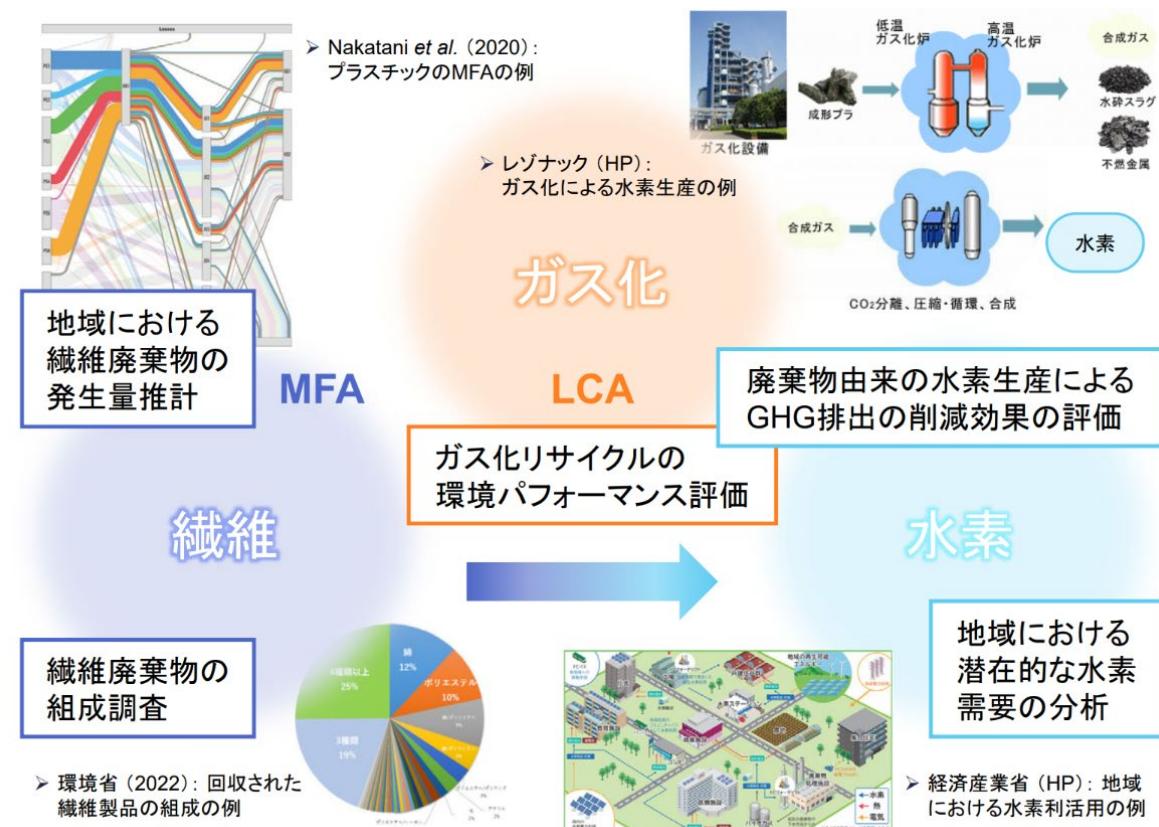
- 研究期間 2024 年度（令和 6 年度）～2026 年度（令和 8 年度）
- 研究代表者 所属：東京大学
- 研究代表者 氏名：中谷 隼
- サブテーマ：①地域における繊維廃棄物の発生量の分析およびガス化リサイクルの環境パフォーマンス評価
 ②地域における水素の潜在的需要量の分析および廃棄物由来の水素の環境パフォーマンス評価

研究目標

・当該地域における繊維廃棄物のガス化リサイクルの最適導入量を導出し、それによる廃棄物由來のGHG排出の削減可能量を評価する。

・繊維廃棄物のガス化リサイクルおよび水素利用を核とした地域循環シナリオのモデルケースを構築する。

リサイクル困難な混紡衣料の有効利用の可能性を探る



環境研究総合推進費② 混紡繊維の分別・リサイクル技術の開発

- 研究期間 2025 年度（令和 7 年度）～2027 年度（令和 9 年度）
- 研究代表者 所属：大阪大学
- 研究代表者 氏名：宇山 浩
- サブテーマ：①綿/ポリエステル混紡繊維の分別・リサイクルのプロセス開発
 ②ウール/ポリエステル混紡繊維の分別・リサイクル技術の開発
 ③ポリウレタン（PU）含有混紡繊維の分別・リサイクル技術の開発

研究目標

・様々な混紡繊維をターゲットとする
分別・リサイクル技術の開発

・マイクロ波を利用した混紡繊維の
分別・リサイクル技術を幅広い繊維
に適用

・様々な混紡繊維について、企業と
の協力体制の構築・プロセス開発
⇒ 技術実証 ⇒ 実用化



高効率（短時間処理）かつ簡便な
繊維 to 繊維リサイクル

綿/ポリエステル混紡繊維の分別・リサイクル技術



(参考) 使用済み衣類回収・処理の 実施状況

自治体・事業者等による衣類回収の類型

- 衣類の回収方法は、自治体が実施する「**行政回収**」、PTAや自治会等の地域コミュニティが実施する「**集団回収**」、アパレル企業やリユースを目的とする事業者が実施する「**店頭回収**」の3種類に大別される。
- それぞれの回収方法は、実施主体だけでなく、回収頻度や衣類を排出できるタイミング・場所、排出可能な衣類の種類等の特徴に差異があり、**生活者にとっての利用のしやすさや、集まる衣類の性質が異なる**。

自治体・事業者等による衣類回収の類型と概要

	行政回収	集団回収	店頭回収
実施主体	自治体	地域コミュニティ (例:自治会や子ども会、PTA、地域活動協議会や地域のNPO等)	事業者 (例:アパレル企業やリユースを目的とする事業者等)
具体的な回収方法	<p>【ステーション回収】 住民が決められた集積所に排出した衣類を回収する方法</p> <p>【戸別回収】 住民が自宅前に排出した衣類を回収する方法</p> <p>【拠点回収】 住民が役所・環境事務所等に持ち込んだ衣類を回収する方法</p>	<p>【定期的な回収】 行政回収と同様、定期的にステーション回収・戸別回収を行う方法</p> <p>【不定期な回収】 実施主体が回収を行う特定の日時・場所を定め、排出された衣類を回収する方法</p>	<p>【ボックスでの回収】 小売店舗の店頭や商業施設内等に回収ボックスを設置して回収する方法</p> <p>【手渡しでの回収】 生活者が店員に直接手渡しで回収する方法</p>
特徴・備考	<ul style="list-style-type: none"> ✓ あくまで再利用可能なもの前提とし、汚れている・濡れているもの等は対象外となることが多い。 ✓ 収集曜日は、自治体内でも居住地区によって異なる場合が多い。また、紙類、または資源物全体とあわせて、収集曜日が設定されることが通例。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 住民の資源循環の意識醸成を目指し、「資源物」の集団回収に対して、回収対象ごとに回収量に応じた奨励金（例：6円/kgなど）を自治体が交付する例も多い。 ✓ 自治体によっては「コミュニティ回収」と呼称している場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 回収対象としては、衣服の品目・状態による制限のほか、特定の企業・ブランドの製品に限る場合がある。 ✓ 店員に直接手渡しで回収する方法では、回収を実施している企業・ブランドで利用可能なクーポンやポイントを付与する場合がある。

自治体・事業者等による回収方法の特徴

- 「行政回収」「拠点回収」「店頭回収」のそれぞれの回収方法においても、具体的な回収方法別ではユーザーでの利用のしやすさや回収品の量・質の傾向が異なる。
- 衣類の回収・再利用を促進するためには、適切な回収方法の選択・組み合わせが重要となる。

各回収方法の特徴

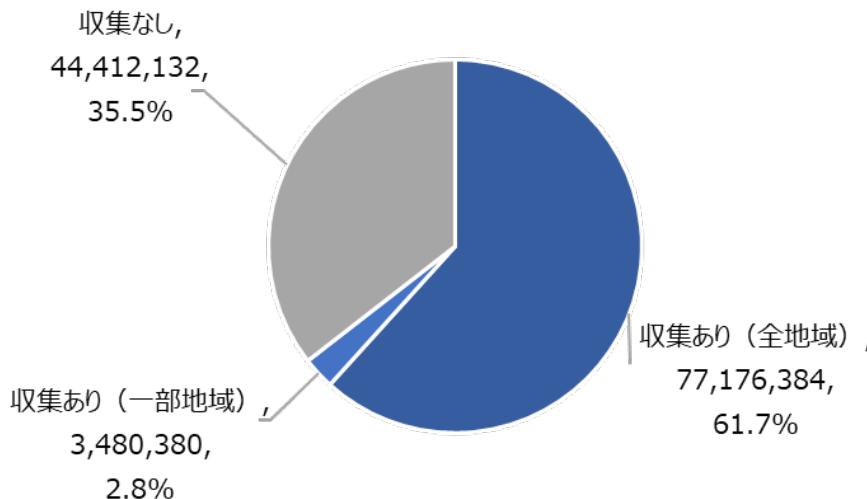
	行政回収			集団回収		店頭回収	
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	定期的な回収	不定期な回収	手渡しでの回収	ボックスでの回収
衣類運搬の手間	✓ 自宅近辺に排出可能であるため、運搬の手間は <u>少ない</u>		✓ 運搬の手間が <u>大きい</u>	✓ 校区ごとに回収拠点が設置される場合多く、運搬の手間は <u>少ない</u>		✓ 店舗で実施しているが多く、運搬の手間が <u>大きい</u> ✓ 一方で、 <u>店舗利用や外出と合わせて利用しやすい</u>	
利用可能なタイミング	✓ 定日で実施されるが多く、 <u>計画的に利用可能</u>		✓ ボックスを常設している場合もあり、 <u>利用可能なタイミングが多い</u>	✓ 定日で実施されることが多く、 <u>計画的に利用可能</u>	✓ 利用可能なタイミングは <u>限定的</u>	✓ 設置施設の営業時間中であれば常時利用可能としている場合もあり、 <u>利用可能なタイミングが多い</u>	
回収品の量	✓ 多量		✓ 少量	✓ 多量		✓ 少量	
回収品の質	✓ 品質のばらつきが大きい		✓ 高品質	✓ 品質のばらつきが大きい		✓ 高品質	
特徴・備考	✓ 回収品目・回収頻度等は地域の処理事業者等と相談して決定することが多い		✓ 手渡し・ボックスのいずれの回収事例も有り	✓ 回収の実施場所・実施頻度等は地域の処理事業者等と相談して決定することが多い		✓ ポイント還元等のインセンティブがつくことが多い	✓ 店舗だけでなく商業施設や駅等に設置される事例もあり

(注記) 上記の整理は、あくまでも各回収方法における大まかな傾向であり、個別の自治体・回収拠点別に状況が異なる点に留意。

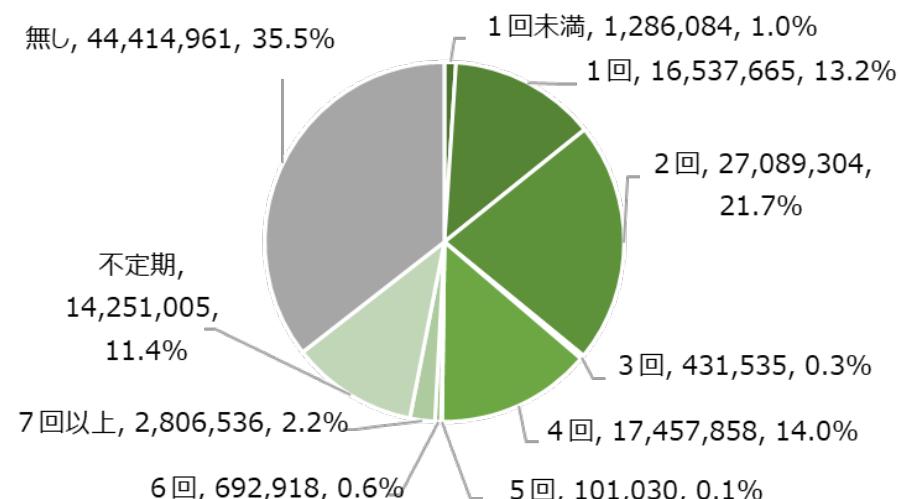
行政回収の実施状況

- 全国1,741市区町村のうち、行政回収を全地域で行っているのは**952市区町村（人口比61.7%）**、一部地域で行っているのは**42市区町村（人口比2.8%）**。収集を行っていないのは**747市区町村（人口比35.5%）**である。
- 月あたりの収集回数は、「**1回未満**」～「**2回**」が**663市区町村（人口比35.9%）**と多く、収集回数が週1回以上である「**4回**」～「**7回以上**」は、**187市区町村（人口比16.8%）**となっている。
- 収集による資源化量（直接資源化量+中間処理後再生利用量）は合計**120,864トン**、集団回収量は**52,837トン**（令和5年度実績）である。

布類の収集状況（カバー人口、人口比）



1か月の収集回数（カバー人口、人口比）



（出所）環境省「令和5年度一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」を基に作成

（出所）環境省「令和5年度一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」を基に作成

行政回収の実施状況

- 人口密度の規模別でみると、**人口密度の規模が大きい市区町村において、行政回収を実施している割合が高い。**
- また、行政回収を実施している市区町村において、**人口規模が大きくなると「1回未満」「1回」の割合が小さく、「2回」「3～4回」の割合が大きくなっている傾向**にある。
 ※ただし、人口密度「0以上～200未満」においては「3～4回」「不定期」の割合が高く、他区分と異なる傾向にある。

人口密度と行政回収の実施頻度の関係性の整理

■ 人口密度（人/km²）の規模×収集回数別の市区町村数

	収集実施あり	収集回数						
		1回未満	1回	2回	3～4回	5回以上	不定期	
0以上～ 200未満	38.7%	12.6%	21.9%	15.2%	18.5%	6.0%	25.8%	
200以上～ 400未満	54.3%	5.1%	43.9%	26.2%	5.1%	6.1%	13.6%	
400以上～ 600未満	57.0%	6.9%	38.5%	30.0%	10.0%	3.8%	10.8%	
600以上～ 800未満	65.7%	4.4%	34.4%	30.0%	12.2%	4.4%	14.4%	
800以上～ 1,000未満	58.2%	3.8%	32.1%	32.1%	13.2%	5.7%	13.2%	
1,000以上～ 1,200未満	58.8%	2.5%	30.0%	35.0%	12.5%	5.0%	15.0%	
1,200以上～	73.0%	0.6%	26.3%	37.7%	21.8%	5.7%	7.9%	
(N数合計)	994	48	320	295	144	54	133	

(出所) 環境省「令和5年度 一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」、総務省「社会・人口統計体系 統計でみる市区町村のすがた2025」を基に作成

(注記) 収集回数が「3回」「4回」「5回」「6回」「7回以上」はそれぞれまとめて集計を実施。

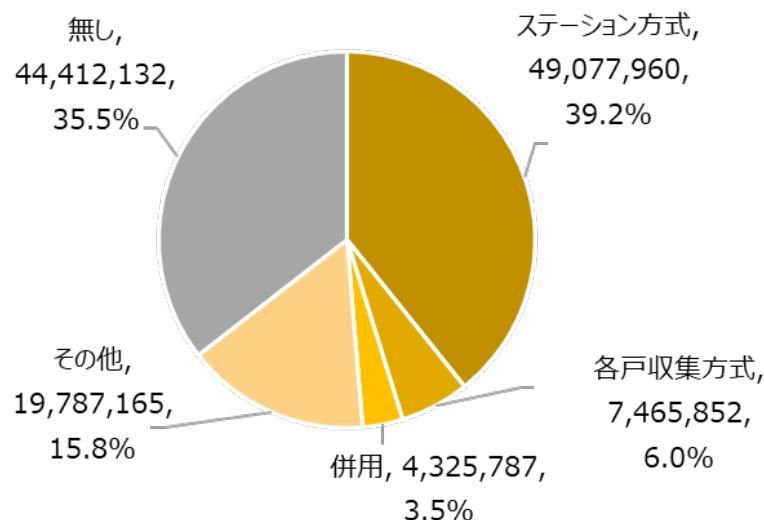
収集回数別の割合（緑色のバーグラフ）は、人口密度の規模別での、「収集実施あり」の自治体数に対する、当該収集回数の自治体数の割合を示している。

（そのため、各行における「1回未満」～「不定期」の割合の合計が100%となる。）

行政回収の収集方式

- ・収集方式別では、「ステーション方式」を採用する市區町村が689市區町村（人口比39.2%）と最も多い。
- ・1人あたりの資源化量を、収集方式・収集回数別に比較すると、「各戸収集方式」が多い傾向にある。

収集方式（カバー人口、人口比）



1人あたりの資源化量（収集方式・収集回数別）

■収集回数×収集方式別の1人あたりの布類の資源化量（中央値）

	ステーション方式	各戸収集方式	併用	(N数合計)
1回未満	477	#N/A	1,168	34
1回	1,596	2,837	2,356	306
2回	1,782	4,589	1,375	278
3～4回	1,989	1,902	708	128
5回以上	600	0	1,942	27
不定期	571	#N/A	98	25
(N数合計)	689	51	58	798

■収集回数×収集方式別の1人あたりの布類の資源化量（平均値）

	ステーション方式	各戸収集方式	併用	(N数合計)
1回未満	851	#N/A	1,168	34
1回	1,959	2,678	2,533	306
2回	2,041	3,664	1,760	278
3～4回	2,041	2,550	1,521	128
5回以上	1,007	237	1,942	27
不定期	771	#N/A	98	25
(N数合計)	689	51	58	798

（出所）環境省「令和5年度一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」を基に作成

（出所）環境省「令和5年度一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」を基に作成
 （注記）収集回数が「3回」「4回」「5回」「6回」「7回以上」はそれぞれまとめて集計を実施。

「#N/A」は該当する市區町村が存在せず、「データなし」を示している。
 収集方式が「その他」、収集回数が「無し」の市區町村は除外して集計している。

自治体・事業者等による衣類回収の類型

- 衣類の回収方法は、自治体が実施する「**行政回収**」、PTAや自治会等の地域コミュニティが実施する「**集団回収**」、アパレル企業やリユースを目的とする事業者が実施する「**店頭回収**」の3種類に大別される。
- それぞれの回収方法は、実施主体だけでなく、回収頻度や衣類を排出できるタイミング・場所、排出可能な衣類の種類等の特徴に差異があり、**生活者にとっての利用のしやすさや、集まる衣類の性質が異なる**。

自治体・事業者等による衣類回収の類型と概要

	行政回収	集団回収	店頭回収
実施主体	自治体	地域コミュニティ (例:自治会や子ども会、PTA、地域活動協議会や地域のNPO等)	事業者 (例:アパレル企業やリユースを目的とする事業者等)
具体的な回収方法	<p>【ステーション回収】 住民が決められた集積所に排出した衣類を回収する方法</p> <p>【戸別回収】 住民が自宅前に排出した衣類を回収する方法</p> <p>【拠点回収】 住民が役所・環境事務所等に持ち込んだ衣類を回収する方法</p>	<p>【定期的な回収】 行政回収と同様、定期的にステーション回収・戸別回収を行う方法</p> <p>【不定期な回収】 実施主体が回収を行う特定の日時・場所を定め、排出された衣類を回収する方法</p>	<p>【ボックスでの回収】 小売店舗の店頭や商業施設内等に回収ボックスを設置して回収する方法</p> <p>【手渡しでの回収】 生活者が店員に直接手渡しで回収する方法</p>
特徴・備考	<ul style="list-style-type: none"> ✓ あくまで再利用可能なもの前提とし、汚れている・濡れているもの等は対象外となることが多い。 ✓ 収集曜日は、自治体内でも居住地区によって異なる場合が多い。また、紙類、または資源物全体とあわせて、収集曜日が設定されることが通例。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 住民の資源循環の意識醸成を目指し、「資源物」の集団回収に対して、回収対象ごとに回収量に応じた奨励金（例：6円/kgなど）を自治体が交付する例も多い。 ✓ 自治体によっては「コミュニティ回収」と呼称している場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 回収対象としては、衣服の品目・状態による制限のほか、特定の企業・ブランドの製品に限る場合がある。 ✓ 店員に直接手渡しで回収する方法では、回収を実施している企業・ブランドで利用可能なクーポンやポイントを付与する場合がある。

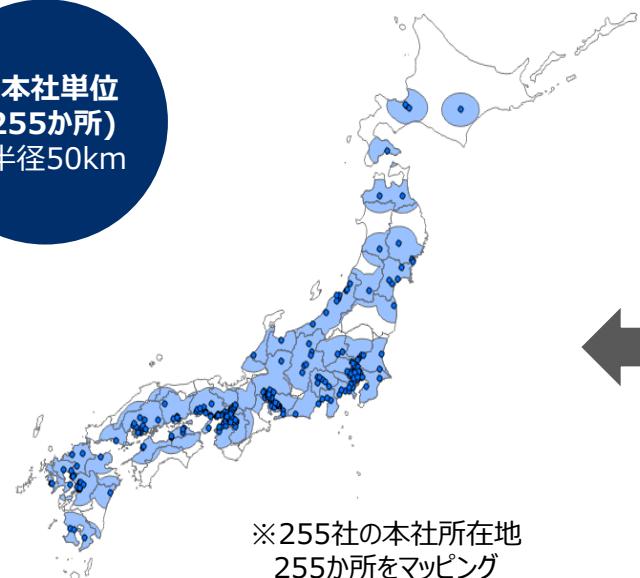
故繊維事業者の地域偏在の傾向

- 行政回収は回収した故衣料品の引受先があることで成り立っており、近隣に故繊維事業者等の事業者が存在しない自治体は回収が難しいが、実際には**事業者の立地に地域偏在がある傾向**が指摘されている。
- 事業者の位置情報を中心に、平均的な回収を行う地理的範囲として「半径50km※」を仮定して円を描き、日本地図上での空白地帯を示した結果は以下の通りとなる。

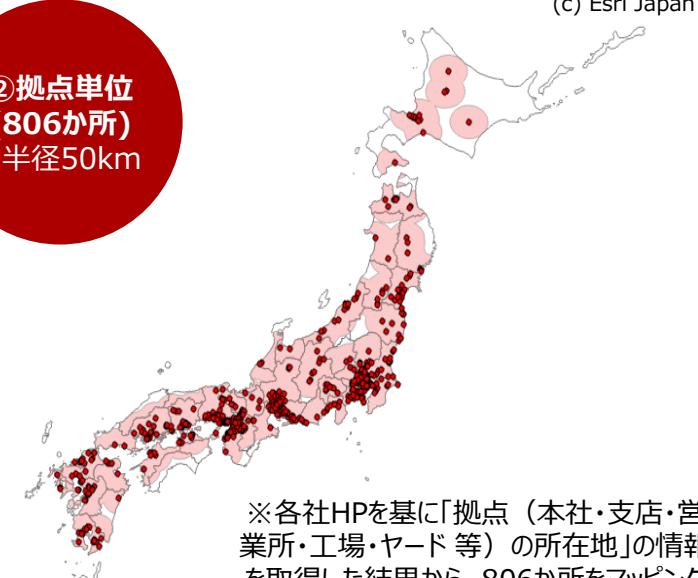
※事業者に回収可能な地理的範囲の聞き取りを行った結果を基に設定。比較的近郊の事例では「札幌市内（約半径20km）」「営業所から最大30km程度」、比較的遠方の事例としては、「片道70～80km圏内」「愛知県あま市～岐阜県高山市（約110km）」などが確認されている。

事業者の位置情報を中心とした半径50kmの範囲のプロット

①本社単位
(255か所)
×半径50km



②拠点単位
(806か所)
×半径50km



(c) Esri Japan

なお、「②拠点」については古着回収を実施していない拠点である可能性も考えられるため、
偏在の状況としては①と②の中間的な状況にあると考えられる。

(出所) 事業者は、①各自治体が「廃棄物再生事業者登録制度」に基づいて登録・公表している事業者の名簿、②業界団体の会員名簿、
③事業者アンケート(令和5年度実施)の回答企業の3つの情報源を基に整理した255社を対象としており、網羅的でない点には留意が必要である。